①都道府県	②市区町村名	G 0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 平成	3 1 (令和元) 年度	医就学援助制	度の実施につい	て								
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学	援助制度の周知方法	Ę					(3) 就	学接助制		援助の申請		
							(1) 就	学援助制度の周知力	5法(あてはま	るもの全てに	0)			度に関す	る教職員 会の実施			要の申請書の配付方法 ○全てに○)	
								イ. 自治 ウ. 就学 体の広報 案内の書						ア. 教職	1 イ. 教職			ウ. 学校 エ. 教育 オ. その から全児 委員会か 他	
							ウェブサ	誌等に制 類に記載	断の際に	明会で就 で就	学援 時に学校	クール			員向け説 明会を実 (4) 就学援助制度周知の工夫	者に申請	ら希望者		(2) オの内容
							イトに制 度を掲載		学援助制	度の書類 書類を	を配 助制度の	ルワー		施してい ろ	施していない		を配布	護者に申 くは保護	
									度の書類 を配布	を配布 付	書類を配 付	カー等から案内を						請書を配 者に申請 布 書を配布	
50	50	50	50	50	67	0	25	19 11	18	23 31	27	配布 1	2 12	6	53 13	30	20	17 5 11	12
33	33		33		https://www.city.fukushima.fukushima.jp/gak	•	20	13 11	10	23 31	57					30		3 11	12
				gakkou@mail.city.fukushima.fukushi	i syomu/kosodate/kyoiku/kyoikuinkai/syugakue												ı '		
福島県	福島市	学校教育課	024-525-3782	ma.jp	njyo.html		0	0	0	0	0				0	0	0		
福島県	会津若松市	会津若松市教育委員会学校教育課教育振興グ ループ	0242-39-1303	gakkyo@city.aizuwakamatsu.lg.jp	http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2007080903625/		0	0 0	0	0 0	0			0		0	0		
																	ı '		
福島県	郡山市	郡山市教育委員会 学校教育部学校教育推進課	024-924-2431	gakkyo@city.koriyama.lg.jp	https://www.city.koriyama.lg.jp		0	0 0		0 0				0	周知チラシにおいて、目を引きやすいタイトル、イラストを使用	0	0	0	ウェブサイトからのダウンロードが可能
45 A IB	1.4 +	1.1.4十数五季星人 兴热数五调	0245 22 1122		http://www.city.iwaki.lg.jp/www/genre/10001												ı '		
福島県	いわき市	いわき市教育委員会 学校教育課		gakkokyoiku@city.iwaki.lg.jp gakkokyoiku@city.shirakawa.shiraka				0	0	0	0		市内の幼稚園及び保育園の年長児の保護者を対象に案内と申		児童扶養手当の資格申請時に就学援助制度についてお知らせしてい		\Box		
福島県	白河市	白河市教育委員会 学校教育課 管理係	2362	wa.fukushima.jp	http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/		0	0 0		0 0	0) 請書の配布を依頼。	0	る。 毎年市内小中学校の児童生徒の全世帯に対し、就学援助制度につい		0	0	
福島県	須賀川市	教育委員会 学校教育課	0248-88-9168	gakkou@city.sukagawa.fukushima.jp	http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/		0	0		0 0	0				毎年中内が中子校の児童生徒の宝世帯に対し、私子族助制度につい のチラシを配付し、周知を図っている。	0	L'		
																	ı '		
福島県	喜多方市	教育部学校教育課管理・指導班	0241-24-5316	gakkyou@city.kitakata.fukushima.jp	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/site/ko sodate/13169.html		0			0 0	0			0	目につきやすいタイトルや平易な文面を使用。お知らせの紙をカラー にして目につきやすいようにしている。	- 0	1		教育委員会に来庁した際には、制度を案 し、保護者に申請書を配布している。
	相馬市			ky-gakko@city.soma.lg.jp											0				 Second to the second to the se
福島県福島県	相馬巾 二本松市	相馬市教育委員会 教育部 学校教育課 教育委員会学校教育課	0244-37-2185 0243-55-5151	ky-gakko@city.soma.lg.jp gakkokanri@city.nihonmatsu.lg.jp	http://www.city.soma.fukushima.jp/ http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/		0	0	0	0	0				0	0		0	
																	1		
					http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/29/shuga												ı '		
福島県	田村市	教育部学校教育課	0247-81-1214	gakko@city.tamura.lg.jp	ku-enjo.html		0		0	0 0	0			0			<u></u> '	0	
																	ı '		
福島県	南相馬市	教育委員会事務局学校教育課	0244-24-5283	gakkokyoiku@city.minamisoma.lg.jp	https://www.city.minamisoma.lg.jp https://www.city.fukushima-		0			0 0	0				0		 '	0	
福島県	伊達市	伊達市教育委員会教育部学校教育課庶務管理係	024-573-5824	school@city.fukushima-date.lg.jp	date.lg.jp/soshiki/36/437.html		0	0	0	0 0	0				○ 納付状況が悪いものについては、担任等から保護者に制度の案内を	0	0		
福島県	本宮市	教育部幼保学校課学校教育係	0243-24-5445	gakkou@city.motomiya.lg.jp	http://www.city.motomiya.lg.jp/		0		0	0 0	0				○ ている	0	0		
																	ı '		
福島県 福島県	桑折町 国見町	こども教育課 学校教育課	024-582-2403 024-585-2892		http://www.town.koori.fukushima.jp/ https://www.town.kunimi.fukushima.jp/		0	0		0	0				0			0 0	
福島県	川俣町	学校教育課	024-566-2111	gakko@town.kawamata.lg.jp kyoikusomuka@vill.otama.fukushima	https://town.kawamata.lg.jp						0				0			0	
福島県福島県	大玉村 鏡石町	大玉村教育委員会 教育総務課 教育委員会 教育課	0243-48-3138 0248-62-3459	.jp	https://www.vill.otama.fukushima.jp			0	0	0			学校を通じて制度案内と書類を配布		0	0	0	0	
				kyoiku@town.kagamiishi.lg.jp gakkoukyouikuka@vill.tenei.fukushi				0					ナヤを通じて前皮条門と音域を配布						
福島県	天栄村	天栄村教育委員会 学校教育課	0248-82-2118	ma.jp	https://www.vill.tenei.fukushima.jp		0			0					0	0	0		
				gakkou kyouiku 01@town.shimogo.f	f https://www.town.shimogo.fukushima.jp/shim												ı '		
福島県	下郷町	教育委員会 学校教育係	0241-69-1166	ukushima.jp	ogo/chousei/368.html					0					0	0	0		Lists to any an in the second of the second
福島県	檜枝岐村	教育委員会	0241-75-2342	education@vill.hinoemata.lg.jp	http://www.hinoemata.com/								対象者がいないため、就学援助制度を策定していない		0		'	0	対象者がいないため、就学援助制度を策定いない
福島県	只見町	教育委員会	0241-82-5320	gakkou@town.tadami.lg.jp	https://town.tadami.lg.jp/			0		0	0				0	0	<u> </u>	0	小学校入学前の新入学学用品費等の申請に ては保護者へ送付している。
福島県	南会津町	教育委員会学校教育課	0241-62-6300	kyoiku@minamiaizu.org	http://www.minamiaizu.org/					0	0				□ 児童生徒を通じ、保護者全員に制度案内通知を配布している。	0	ı '	0	学校により対応が異なるため、アとウにな す。
福島県	北塩原村	教育委員会教育課	0241-23-5237	kyouiku01@vill.kitashiobara.fukushi ma.jp	http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp				0	0 0					○ 平易なフォントの使用、見やすいレイアウト		0		
福島県	西会津町	西会津町教育委員会 学校教育課	0241-45-2216		http://town.nishiaizu.fukushima.jp		0			0 0	0								
田崎宗	白五件비	口以戶門次日女兒女 于仅刻月課	0241-40-2210	bandai-						0					<u> </u>				
福島県	磐梯町	教育課	0242-73-2017	kyouikusoumu@town.bandai.fukushi ma.jp	https://www.town.bandai.fukushima.jp/					0							0		
福島県福島県	猪苗代町	教育委員会教育総務課 教育課 教育総務班	0242-62-5677 0242-84-3711		http://www.town.inawashiro.fukushima.jp/ . http://www.town.aizubange.fukushima.jp/		0		0	0			小学校入学前に幼稚園を通じて就学援助制度の書類を配布		○	0			
加布米	五年收入則	九日杯 沈日心仍坦	0242-04-3/11	nyounue town.aizuoange.rukusnima.	. intep.//www.town.aizubange.fukusnima.jp/								ップ・スハナから列任機を担して祝子抜助制及の書類を配布		○ 転入者には必ず案内をしている				
福島県	湯川村	湯川村教育委員会 学校教育係	0241-27-2250	kyouiku@vill.yugawa.lg.jp	http://www.vill.yugawa.fukushima.jp/			0		0_	0				住民課福祉係と連携し、制度に該当と思われる転入者に対しては、 学援助制度の説明をしている。		0	0	
福島県	柳津町	教育課	0241-42-2115	gakkou-kyouiku@town.fukushima- yanaizu.lg.jp	http://www.town.yanaizu.fukushima.jp/						0				平成31年度は、年度初めに各学校を通して児童生徒の全保護者に の事業利用の文書を配布し周知した。	助〇			-
福島県福島県	三島町金山町	教育委員会 生涯学習課 金山町教育委員会教育係	0241-48-5599 0241-54-5333	kyouiku@town.mishima.fukushima.jp				0							0	0			
福島県	昭和村	金山町 教育委員会 教育委員会	0241-57-2164	kyouikuiinkai@vill.showa.fukushima.	j http://www.vill.showa.fukushima.jp/			0		0					○	0	ŏ		
福島県	会津美里町	教育文化課	0242-55-0344	kyoiku@town.aizumisato.fukushima.j p	http://www.aizumisato.fukushima.jp/				0	0 0	0				小中学校のすべての保護者に配布する制度案内に、各費目の援助額 年間総援助額を記載している。	0	<u> </u>		
福島県	西郷村	西郷村教育委員会学校教育課	0248-25-2370	gakkou@vill.nishigo.lg.jp	http://www.vill.nishigo.fukushima.jp/kosodate /gakkoukyouiku/zyosei/		0		0	0		0				0			·
					-														
福島県	泉崎村	教育委員会教育課学校教育係	0248-54-1533	kyouiku@vill.izumizaki.fukushima.jp	(紙媒体のみ)					0 0	0			0			<u> </u>	0	
福島県	中島村	中島村学校教育課	0248-52-3483	gakkoukyouikuka@vill-nakajima.jp	http://www.vill-nakajima.jp/					0 0	0					0	0		
福島県福島県	矢吹町 棚倉町	教育振興課子ども教育課	0248-44-4400 0247-33-7881		http://www.town.yabuki.fukushima.jp/ http://www.town.tanagura.fukushima.jp/			0	0	0	0				0 0	0		0	
				kyouiku-				-											
福島県	矢祭町	教育課 学校教育グループ	0247-46-4580	ка@town.yamatsuri.tukushima.jp	http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/	1			U	U 0		V			<u> </u>	U	U		

									制度の実施	,										
i i		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他 (SNSなど)	1. 就学援助制	度の周知方法									2. 就学援助	かの申請方法		
								制度の周知方法(あて			▶ 毎年	ク 昆生 ケ その	-	度に関す 向け説明	学援助制 る教職員 日会の実施 日子、教職		(あてはま	援助制度の申請 とるもの全てに . 教育 ウ. 学	0)	
							委員会の 体の位 ウェブサ 誌等に	報 案内の書 時健康説 類に記載 断の際に 又は就学 学校でお 案内の書 学援助制 類ととも 度の書類	の入学説 明会で就 学援助制 度の書類	時に学校 で就学援 助制度の 書類を配 即	度の進級 寺に学校 で就学援	委員やス 他→ クール (2) ソーシャ ルワー カー等か	(2) ケの内容	員向け説 明会を実 施してい	見向け説 明会を実	(4) 就学援助制度周知の工夫	から希望 委 者に申請 ら 書を配布 に	員会か から全 希望者 童生徒 申請書 しくは 配布 護者に	児 委員会か を員会の ら全児 も 生徒は保護 配 者に申請	
								に配布 を配布		1	4	ら案内を 配布						布	書を配布	
福島県	塙町	塙町教育委員会 学校教育課 学校教育係	0247-43-4050	kyoiku@town.hanawa.fukushima.jp						0 0)				0		0			
				Kyouiku@vill.samegawa.fukushima.j	j http://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/															
福島県福島県	鮫川村	鮫川村教育委員会 教育課 教育総務係	0247-49-3151	p	page000242.html		0			0 0)				0		0			
福島県	石川町	教育委員会教育課学校教育係	0247-26-9135	gakkou_k@town.ishikawa.fukushima	a http://www.town.ishikawa.fukushima.jp/				0	0)				0			O	0	
福島県	玉川村	教育委員会	0247-57-4633	kyouiku@vill.tamakawa.fukushima.jp	p http://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/					0					0		0 0			
																				(小・中学校) 各学校で制度案内を全児離生幼 に配布後、希望者に各学校から申請書を配布 (こども園) 就学時健康診断の際に全保護者 制度案内を配布後、希望者に各こども園から申
福島県	平田村	教育課	0247-55-2969	kyouiku@vill.hirata.fukushima.jp	http://www.vill.hirata.fukushima.jp/index.html			0		0 (0				0					高書を配布
福島県	浅川町	学校教育課	0247-36-2297		http://www.town.asakawa.fukushima.jp/		0	0	0)				0		0			
福島県	古殿町	教育委員会	0247-53-3655	kyouiku@town.furudono.fukushima.j p	j https://www.town.furudono.fukushima.jo/kyou iku/		0 0				0				0		0			
福島県	三春町	教育課 学校教育グループ	0247-62-6310	gakko@town.miharu.fukushima.jp	http://www.town.miharu.fukushima.jp)	0	小学校入学予定者には入学前に就学援助制度の書類を郵送で 配布	C .	0			0		
													翌年度小・中学校入学予定の幼児・児童の保護者には、12 月に小学校及び幼児教育施設を通じ就学援助制度の書類を配							
福島県	小野町	教育委員会教育課	0247-72-6780		http://www.town.ono.fukushima.jp/		0 0				0	0	布。また各小中学校ガイドに制度を記載し、保護者に配布。		0			0	0	
福島県	広野町	学校教育課	0240-27-4166	kyouiku@town.hirono.fukushima.jp	https://www.town.hirono.fukushima.jp/		0	0)				0			0		該当者がいないため、要保護・準要保護は実施
福島県	楢葉町	教育総務課	0240-23-5515	kyoiku-n@town.naraha.lg.jp	https://www.town.naraha.lg.jp							0	該当者がいないため、要保護・準要保護は支給していない。		0					○ Lていない。
福島県	富岡町	教育委員会 教育総務課	0240-23-7555	tom-kyousou@manamori.jp	https://www.tomioka-town.jp/							0	対象者がいないために、要保護者、準要保護者への就学援助 制度についての周知はしていない	ф	0	対象者がいないために、要保護者、準要保護者への就学援助制度につ いて周知をしていないため、申請書や配布方法などの工夫は特にして いない				対象者がいないために、要保護者、準要保護 への就学援助制度についての申請書を配布し いない
福島県	川内村	川内村教育委員会 教育課	0240-38-3805	kvouiku.s@vill.kawauchi.lg.jp	http://www.kawauchimura.jp/								4月に開催される小・中学校のPTA総会において、制度の説明を行うとともに全員に申請書を配布している。欠席者には制度のお知らせと申請書を郵送している。			・区域外就学の世帯(避難世帯)に制度のお知らせを郵送している。 ・制度のお知らせに援助対象となる年間所得の目安額等を記載。				4月に開催される小・中学校のPTA総会にお いて、制度の説明を行うとともに全員に申請す を配布している。欠席者には制度のお知らせと 申請書を郵送している。
画四水	V-11:313	/!! /! /! /! /! /! /! /! /! /! /! /! /!	52.70 30 3003	kyoikusoumu@town.okuma.fukushin					1	1			ッパケー・ハンド うに 自一社 自 で おがつ ひ く か、か。		ľ	ッルス・ソーションとでは次列が1分しである土田川はジロス銀子でも制6				・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
福島県	大熊町	教育委員会教育総務課	0242-26-3844	a.jp	http://www.town.okuma.fukushima.jp/							0	該当者がいないため周知していない		0					○ 該当者がいないので配付していない
福島県	双葉町	教育委員会教育総務課	0246-84-5210	kyouiku@town.fukushima-	http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp)				0		0			平成30年度に認定した世帯へ書類を郵送、それ
福島県	浪江町	教育委員会事務局 学校教育係	0240-34-5710	namie42010@town.namie.lg.jp	https://www.town.namie.fukushima.jp/		0 0					0	平成30年度に認定した世帯に書類を郵送		0					以外の方で申請したい場合は教育委員会に連絡 をもらい書類を郵送
福島県	葛尾村	教育委員会	0240-29-2170	kyouiku@vill.katsurao.lg.jp	https://www.katsurao.org/								少人数のため個別対応とし、周知は行っていない。 (該当世帯がある場合は個別通知)	=						無償化を実施しているため、特に配布等は行っていない。
	新地町	教育総務課	0240-29-2170	kyouku@viii.katsurao.ig.jp kyoiku@town.shinchi.lg.jp	https://www.katsurao.org/ https://www.shinchi-town.jp/		0	0 0	0	0 0	7		1770 ので物口は同別地内/		0			0		Chav.
	飯舘村	飯舘村教育委員会	0244-42-1631	kyouku@vill.iitate.fukushima.jp	http://www.vill.iitate.fukushima.jp/		0		1			 		+	0				0	

部坦村県	②市区町村名					要保護の認定	E基準(該当·	するもの全て	(EO)												(2) 1/4				III 就	式学援助率
		ア、生活保	イ. 市区町	ウ. 市区町	工. 国民年	オ、国民健	カ. 児童扶	キ、保護者	ク. P・T・			サ. 学校納付金 の納付状態の悪		ス、保護者			タ、生活保護の	チ. 特別支援教	ツ. 市区町村民 税 (所得割又は	テ. その他	(2)ソ,タ, チを選択した場	(3) ツを選択し				
		く保護の停	村民税の非 課税	非 村民税の減 免	金保険料の 免除	保険料の減	給		費等の学校	免	産税の減免	い者、昼食、被 服等が悪い者ま	る欠席日数	安定で,生		係数を掛けたも	係数を掛けたも	需要額測定に用	が、(所得耐又は 均等割) 課税最 低限度額に一定		合	た場合				
		止または廃 止				免または徴 収の猶予		労働者	納付金の減 免が行なわ			たは学用品。通 学用品等に不自	が多い者	活状態が悪 いと認めら		基準額が変わる	基準額を参照し て額を定めてい	類。又は同基準	の係数を掛けた			市区町村民税課税 最低限度額に掛け		(5) 補足事項	(1) 平成30年	(2) 令
									れている者			由している者等で 保護者の生活状 態がきわめて悪		れる者		が変わるもの)		を掛けたもの	→ (3) 係数お		(倍率)	る係数 (倍率)	(4) / 90%	(5) 佃疋争次	度	度
												形かさわめて形 いと認められる もの									倍	倍				
																					IA.	III.				
	59	51	52	50	51	49	52	25	21	41	45	31	29	36	31	19	11	4	0	16	32	0	16	1		
																	_						一律で1.3倍適用。R1(H31) に基準・倍率を変更。(1)のア〜カ、			
島県	福島市																0			0	1.3	3	ケ、コ、セに該当した場合の緩和1.5倍適用を廃止。ただし、H31 (R1) 年度 1.5倍、R2年度 1.4倍の2年間の経過措置あり		15%未満	15%未満
市県	信島 IT											_														
导県	会津若松市	0	0	0	0	0	0			0	0	0		0	0										15%未満	15%未清
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					1.3	3			15%未満	15%未満
:県	郡山市																									
	いわき市																0				1.3	3			15%未満	15%未清
島県		0	0	0	0	0	0			0	0						0				1.3	3			15%未満	20%未満
島県	白河市		_				_				_													被災児童生徒の場合は、1.5倍		
:県	須賀川市	0	0	0	0	0	0			0	0						0				1.3	3			10%未満	10%未清
		0	0			0		0	0	0															15%未満	100/ + 7
県	喜多方市			0	0		0				0	ľ	ľ								1.4				1370不冲	10%未満
島県	相馬市	0	0	0	0	0	0			0	0							0		0	1.2	2	その他教育長が特に必要と認めるもの		10%未満	10%未湯
	二本松市	0	0	0	0	0	0			0	0				0	0					1.3	3	てい他が月灰小竹に必安と訪めるもの		15%未満	15%未済
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					1.3	3			10%未満	10%未
県	田村市																									
		0	0	0	0	0	0			0	0					0					1.2	2			15%未満	15%未2
:県	南相馬市															_										
県	伊達市															0					1.3	3			10%未満	10%未
県	本宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0			学校長または民生委員が特に援助を必要と認める状態にあるもの		10%未満	10%未済
		0	0	0	0	0	0			0	0					0					1.3	3			15%未満	10%未
;県 ;県	桑折町 国見町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				1.3	3			20%未満	10%未済
県	川俣町	0	0	Ō	0	Ō	Ō	0			0	0	0	0		0					1.5				15%未満	15%未済
h県 h県	大玉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										5%未満	5%未満
	鏡石町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0			一家の収入が生活保護で規定されている標準世帯の最低生活費程度であ		10%未満 5%未満	10%未満
県	天栄村	0																					る場合 (1) 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者(2) 9		3707(7)4)	3707(7)4
		0	0	0	0	0	0			0	0				0					0			用品費等に不自由している者で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者(3)経済的理由による欠席日数が多い者(1)~(3)に該当		10%未満	10%未
県	下郷町																						し教育長特に認める者			
易県	檜枝岐村																			0			対象者がいないため、就学援助制度を策定しておらず、準要保護の認定 基準もございません。		0%	0%
易県	只見町															0					1.3	3			10%未満	10%未消
県	南会津町	0	0	0	0	0	0	0						0	0		0			0	1.3	3	・災害等により学用品、通学用品を紛失、破損、汚損した場合 ・教育委員会が援助費の支給が特に必要と認める場合		15%未満	15%未済
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	1.3	3			10%未満	10%未済
! 県	北塩原村	0	0	0	0	0	0				0			0		0					1.5		教育委員会が特に援助する必要があると認められるもの		20%未満	25%未済
県	西会津町										Ĭ			Ĭ		ľ					1.3					23/0/1/
県	磐梯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										5%未満	10%未済
					0			0																	100/ + :==	100/ -
	猪苗代町	Ō	0	0	Q	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										10%未満	10%未消
易県	会津坂下町	0	0	0	0	0	0				0												激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37		10%未満	10%未
県	湯川村	0	0	0	0	0	0				0					0				0	1.3	3	年法律第150号)第2条に基づく激甚災害に伴い、被災地域から転入・編入した児童生徒。		20%未満	10%未
	柳津町	0	0	0	0	0	0					0	0	0		0					1.3	3	7 307 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		5%未満	5%未満
杲	三島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										0%	0%
	金山町昭和村	0	0	0	0						-					 									10%未満	10%未
県	会津美里町	0	0	0	0	0	0			0	0			0	0			0		0	1.3	3	教育委員会が特に補助する必要があると認めるもの		15%未満	15%未
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0				1.3	3			15%未満	15%未
	西郷村			<u> </u>																			その他、特別な事情のため経済的に困っている方は、地元民生委員の総			
県	1	0	0	0	0	0	0			0	0									0			談等(事前確認)を行い協議会において決定することとなっている。 たお、過去に実績はなく、通常の認定基準で認定されている。		15%未満	15%未
	泉崎村					+	1	+		+	+	†	†												100/	10%未
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										10%未満	
3·県 3·県	泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					1.3		教育委員会が特に必要と認める者		15%未満 20%未満	15%未満

①都道府県	②市区町村名	3 平成3	1(令和元	t) 年度準要f	R護認定基準																				III si	尤学援助率
		(1) 平	成31 (全	和元) 年度	当初における準	要保護の認定	定基準(該当7	するもの全て	に()												(2) ソ, タ,					
			村民税の非		エ. 国民年 或 金保険料の 免除		養手当の支		会費, 学級	事業税の減	コ. 固定資 産税の減免	の納付状態の悪 い者。昼食。被	な理由によ	ス. 保護者 の職業が不 安定で, 生	祉資金によ	基準額に一定 係数を掛けた	の 基準額に一定の も 係数を掛けたも	育就学奨助費の 需要額測定に用	税 (所得割又は 均等割) 課税最	→ (4)	チを選択した場 合	(3) ツを選択した場合				
		止または廃 止				免または徴 収の猶予		労働者	納付金の減 免が行なわ れている者			服等が悪い者ま たは学用品。通 学用品等に不自 由している者等で 保護者の生活状	が多い者			基準額が変わ と自動的に要 が変わるもの	の の (生活保護の る 基準額を参照し 件 て額を定めてい) るもの)	類。又は同基準 類に一定の係数 を掛けたもの	の係数を掛けた もの → (3)係数お			市区町村民税課税 最低限度額に掛け る係数(倍率)		(5)補足事項	(1) 平成30年 度	(2) 令和元年 度
												態がきわめて悪 いと認められる もの				→ (2) 係数	→ (2) 係数	→ (2) 係数	よび目安額		倍	倍				
福島県	塙町	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0		0					1.3	3			15%未満	15%未満
福島県	鮫川村	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0										5%未満	5%未満
福島県	石川町	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0				1.3倍(394万円)			15%未満	10%未満
福島県	玉川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										10%未満	10%未満
		0	0	0	0	0	0			0	0				0		0				1.3	3			5%未満	10%未満
福島県福島県	平田村 浅川町																								100/ + >#	100/ + #
偏島県	浅川剛	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0							1.				10%未満	10%未満 5%未満
福島県	古殿町	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	-				1.3	1			10%木油	5%未油
福島県	三春町	0	0		0		0					0	0	0				0			1.3	3			20%未満	20%未満
福島県	小野町	0	0	0	0	0	0			0	0	0		0											15%未満	10%未満
福島県	広野町	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0		0	0			1.5	5			10%未満	5%未満
福島県	楢葉町	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0					0			(1) その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる。	Ť	0%	0%
福島県	富岡町						0													0			要保護者に準ずる程度に困窮しているもので、富岡町教育員会が援助す を支給する必要があると認める者 また、他に教育委員会が特に必要があると認める者		0%	0%
福島県	川内村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					1.3	3			30%未満	25%未満
福島県	大熊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										0%	0%
福島県	双葉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0			災害その他理由により特に就学に支障があると認められる者		5%未満	5%未満
福島県	浪江町	0	0	0	0	0	0			0	0									0			スログルボンゼルをよりた日 福島第一原発事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象となった 者	:	-	-
福島県	葛尾村	0					0																		0%	0%
福島県	新地町	0	0	0	0	0	0			0	0			0			0				1.2	2			15%未満	15%未満
福島県	飯舘村	0	0	0	0	0	0																		0%	0%

①都道府!	県②市区	町村名IV						AGE'\																											
				(就学援助教		(一人当7	たり年間支給	額)																											(2) 補足事項
											2 2/1-	- 1- Ab W	D. 665							224 700							-/= ID								
		学月実費	用品費	合平均 現物	h±≪ Li	旧郊	上阳の会 士鈴	平板 字類	90	金その他実		生徒学用品費		旧命	問の会士	* * T + 6	中部	모 이 소 조		学費	士勢更換 現飾士物	LM #5 LM	カ会 士鈴豆	6 中部	₽0♠	修学が		旧粉士纶	L RH sh	LMAA	1±0000	中部	900	204	
		夫多	額	6千均 現物	7又柏 上	松祖 二	頁 額	平均 一定額	額	並 その他 夫	9€	支給平均 現物額	リス和 上川	派領 上	版の並 文	[柏平均]一	- 走祖	一定の金 そ 額	の他 夫:	H	支給平均 現物支給額	工版祖 工版	が金 又和平	□ 一定額	額	その他 夫質	類	現物支給	上阪観	主限の玉	額	7 一定報	額	とっての他	
59	59	2	2	0	6	7	6	46	46	0 0		0 0	9	8	8	4	5	45 0	9		9 2	4 4	4	0	0	1 29	29	0	18	19	19	1	1	0	33
福島県	福島市							0	11,5	20)	50,600								0	15,003	1							体育支持用具費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、学校給食費、はH30年度実績額(平均額) 通学費は実績なし。 修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)及び学校給食費については、平成31年度当初予算に計
福島県	会津若机	松市						0	11,5	20)	50,600	0		0								С	21,670	0 21,67	0			上した支給単価。
福島県	郡山市							0	11,5	20								50,600	0		14,000					0	5,000								
																																			通学費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、学校給食費の上限額と支給平均額については、平成30年度の金額を掲載している。
福島県	いわきす							0	11,5)	50,600	0		26,772								C		0 7,73				平成23年度より、医療費が無償化されたため、24年度以降の支給実績はなし。
福島県	白河市							0	11,5	20						()	50,600											C	21,670	0 21,67	0			体育実技用具費、適学費、医療費及び卒業アルバム代は実績なし。
福島県	須賀川市	市						0	11,5	20				+	+			50,600	-							0	5,500								医療費については、援助対象費目であるが、市の子ども医療費助成制度により窓口負担が無料となってい
																																			るため、準要保護児童における該当者はいない。 通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)に関しては令和元年度予算計上額の単価である。
福島県	喜多方式							0	11,5					+	+)	50,600	0		100,000				-	0	23,506	i i							学校給食費に関しては平成30年度の実績額である。 支給平均額は30年度の実績
福島県福島県	相馬市 二本松市							0	11,5)	50,600 50,600				O 39	,620	0		0	21,670	0	С	21,670	0	0			通学費、修学旅行費:30年度実績なし 令和元年度予算単価
																																			体育用実技用具費:実績無し
短点用	m+++								11,5	20								50,600																	通学費:実績無し 医療費:市の医療助成により支給
福島県	田村市							0	11,5	20							,	50,000			0						0	,							卒業アルバル代等:今年後要綱改正予定 通学費: 平成31 (令和元) 年度予算に計上した単価 医療費: (原産費助成 (18歳以下の医療費を無料化) 」及び「原子力発電事故による一部負担金免除措
福島県	南相馬市	市						0	15,2	00)	50,600	0		33,740					0									広然東・
福島県	伊達市							0	11,5	20						C)	50,600								0	19,773	В							各費目の平均支給額は、平成30年度実績による
福島県	本宮市							0	11,5	20)	50,600								0	22,000								・校外活動費 (宿泊を伴うもの)、生徒会費、PTA会費はH30年度実験額
福島県	桑折町							0	11,5	20								50,600								0	10,000								- 医療費は、H30年度実績なし - 給食費は、H30年度から保護者負担金を半額軽減
福島県 福島県	国見町 川俣町							0	11,5				0)	50,600 50,600											С	21,670	0 5,93	9			平均支給額は令和元年度予算
福島県	大玉村							0	11,5	20						C		50,600								0	15,625	5							クラブ活動費、生徒会費については支払いの実績がなかったため「O」としている。 卒業アルバム代については、今年度より支給のため前午度の実績はない。
福島県	鏡石町					0	11,520	9,933					0	+	50,600	39,788													С	21,670	5,05	0			
福島県	天栄村							0	11,1	00)	19,900																	
福島県	下郷町								11,5	20								50,600			39,341						30,000								通学費は平均支給額。給食費は別制度にて全額補助を実施しているので保護者負担なし。通学用品費は2~ 6 学年のみ支給。
福島県	檜枝岐木								11,5									30,000			33,341						30,000								0 ナナック×№。
福島県	只見町							0	11,5	20								50,600								0	25,190								
福島県	南会津田	BJ				0	11,420 11	,258					0		20,470	20,470			0		0					0	29,389								
福島県	北塩原村	村						0	11,5	20						C)	50,600								0	25,000)							
福島県	西会津町	BJ						0	11,5	20				\perp				50,600								0	26,832								・学校総食費・・・1・2・3年生(16名/54,720円)、4・5年生(15名/54,150円)、6年生(10名/53,865円)
福島県	磐梯町								11,5	20								50,600									20,000								
油石米	岩饰剛								11,5					+			_	50,000									20,000								- 校外活動費(宿泊を伴うもの)については、実費年1回を限度とする。 (限度額3650円) - 修学旅行費、学校給食費については、31年度予算計上額。
福島県福島県	猪苗代町会津坂下							0	11,5					_				50,600 50,600								0	28,000			21.670	0 21,67	0			・参手除行賃、字及前貨賃については、31年度予算計上期。 ・医療費については実績なし。
	2,5%	-						Ĭ	-1,0					\top				.,.30													-2,07				
福島県	湯川村							0	11,5	20				+	+)	50,600	+						-				С	21,670	0 21,67	0			
福島県 福島県	柳津町 三島町		1	3,320	_			0	11,5					_+	_+			50,600	_						\vdash	0	25,611			21,670	0	0		<u> </u>	平成30年度実績額 実績なし
福島県 福島県	金山町 昭和村							0	11,5 11,4					\equiv				40,600											C	21,490	0	0			
福島県	会津美里	里町						0	11,5	20								50,600								0	20,000								
福島県	西郷村							0	11,5	20								50,600								0	21,670								修学旅行費、校外活動費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の平均支給額については、令利 元年度の予算単価を記入
福島県	泉崎村								11.5	20								E0 600									F 000								
福島県	泉崎村							0	11,5					+	+			50,600	+							0	5,000								医療費は実績なし。
福島県福島県	中島村 矢吹町 棚倉町						11,520	0	11,5 11,5 11,5	20				+				50,600 50,600				O 39	.620	0		0	21,670		С	21,670	0 5,00	0			血が爽は大概なし。
福島県	矢祭町							0	11,5					+			,	50,600			0	35	,52.0	3			21,070			21,670	0	0			修学旅行費は6学年が該当、校外活動費(宿泊を伴うもの)は5学年が該当、医療費は無價化により支給な し。対象費目に実績がいない場合は、該当なし。
1188 年7月	人が判							\sim	11,0							Ic	_	50,000			l^	\perp			1					21,0/0	<u> </u>	~[○ の80天日に大使2 V *** ******* 数目体し。

①都道府	県 ②市区町村	村名 IV	平成31(4	5和元) 年度準	達要保護 就	忧学援助額																												
		1.	. 小学校の就等	単援助額の単価	画 (一人当	当たり年間	支給額)																											
		(:	1) 費目毎0)援助額																														(2) 補足事項
		-															1								_									
		学月	用品費							新入学児	童生徒学用品費等	Ē					通学費								修学旅行	丁費								
		実	費 支給平	均現物支給。	上限額	上限の金	支給平均 一定額	一定の金	その他	実費	支給平均 現物支	定給 上限報	- 1	支給平均 -	一定額	一定の金 その他	実費	支給平均	現物支給	上限額	上限の金 支給平	均一定額	一定の	金 その他	実費	支給平均	現物支給	上限額	上限の金	支給平均	一定額	一定の	金 その他	
			額			額	額	額			額		額	額		額		額			額額		額			額			額	額		額		
福島県	塙町						0	11,520)						0	50,600				0	39,620	0							21.670	5,00	0			「選学費」、「校外活動費(宿泊を伴うもの)」、「医療費」、「卒業アルバム代等」の支給平均額は実績が ないため0円。
	4011144						0	11,420					50.000	50,600																-,,,,				
福島県福島県	鮫川村 石川町						0	11,420				0	50,000	0 30,000	0	40,600	0	0							0	4,983	3							修学旅行費は、参加者全員に対して村補助金として援助している。
福島県	玉川村				0	11,520	11,520					0	50,600	0 0														С	21,670	6,00	0			平均支給額0円は実績なし。 通学用品費は要綱の対象項目となっているが、数年前から支給実績がない。
福島県	平田村						0	11,520							0	50,600												С) 4,80	5			これまでの調査で「医療費」の報告が抜けていた。本村は子どもの医療費を全額無償化しており、一度も支 給実績がないため。 以前より項目としては存在しており今回から報告に加える。
福島県	浅川町						0	11,520)																				5,000)	0	5,0	00	
福島県	古殿町						0	11,520	0						0	50,600				0	21,670 5	80						С	1,580	42	0			
福島県	三春町						0	11,520	0						0	50,600									0	17,52	1							修学旅行費、校外活動費は予算単価による。体育実技用具費、生徒会費は実績なし。医療費は無償化。
福島県	小野町					44.500	0	15,350)						0	50,600												С	21,670	21,67	0			③児童会費は実績なし ②上限額ありの支給平均額は令和元年度予算に計上した単価 ③学用品費15,350円は2年~6年(89%)、1年は13,100円(11%)。
福島県	広野町				0	11,520	11,299					0	50,600	50,600											0	23,250	0							
福島県	楢葉町																																	該当者がいないため、要保護・要準保護の認定はしていない。
福島県	富岡町																																	対象者がいないために、要保護者、準要保護者の認定はしておらず、現段階では就学援助制度に関する支給 はしていない
福島県	川内村						0	11,520							0	50,600									0	500	0							1 通学費:全員スクールバス利用対象者 2 学校給食費:無價化
福島県	大熊町				0	11,420	0					0	40,600	0 0														0	21,490		0			支給平均額については就学援助の実績なしのため0。通学用品費については2年生から6年生が支給対象。医療費については、小学1年生から中学3年まで無料。
福島県	双葉町	0	16,5	27											0	50,600			0						0	(0				0			
福島県	浪江町						0	11,412	,						_	40,600									0	14,105	5							接助額は平成30年度の実績額
								11,412																		17,10								
福島県福島県	葛尾村 新地町					11,420	10.866						50 600	0 50,600	0	20,470	-								_					-	-	-	-	支船実績無し
福島県	飯舘村					11,420	10,000			 		0		0 19,900				+					_	_		-	-		<u> </u>					

①都道府	県 ②市区町	町村名 IV 平	成31(令和	1元)年度準要	保護就等	学援助額																														
		2. 中	学校の就学援	助額の単価((一人当7	たり年間支給額)																														I
		(1)	費目毎の接	助額																																
		学用品	費							新入学児童生	徒学用品	費等						通学費									修学旅行	費								
		実費	支給平均	現物支給 上阪	限額 」	上限の金 支給平均	匀 一定額	一定の	の金 その他	実費支統	給平均 現	物支給上	上限額 _	上限の金	支給平均	一定額	一定の金 その他	実費	支給平均	現物支 網	合 上限額	上限の金	支給平均	一定額	一定の金	その他	実費	支給平均	現物支給」	上限額	上限の金	支給平均	一定額	一定の金	その他	(2) 補足事項
			額		8	額		額		額			â	額	額		額		額			額	額		額			額			額	額	1	頂		
																							-													
59	59	2	2	0 6	6	6	46	46	0	0 0	0	9	9)	9	45	45 0	9	9	1	3	3	3	0	0	0	31	31	0 2	1	21	20	0 0)	0	36
																																				体育実技用具費、修学旅行費、学校給食費、校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は
福島県	福島市						0	22,5	510							0	57,400				+						0	62,816								H30実績額。 通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし。
福島県	会津若松	市					0	22,5	510							0	57,400	0		0	-									0	60,300	60,30	D .			を学旅行費及び学校給食費については、平成31年度当初予算に計上した支給単価。 ・医療費、実績無し
福島県	郡山市							22,5	510								57,400		33,00									62,000								・体育実技用具費について、種目によって上限額が変わる。柔道(上限)7,570円、剣道(上限)52,380円、スキー(上限)37,650円
1181 200 374	MP III							22,0	310								31,400		33,00									02,000								通学費、修学旅行費、校外活動費 (宿泊を伴うもの)、学校給食費の上限額と支給平均額については、平成30年度の金額を掲載している。
福島県	いわき市	ħ					0	22,5	510							0	57,400	0	40,49	0										0	57,590	56,44	5			平成23年度より、医療費が無償化されたため、24年度以降の支給実績はありません。
福島県	白河市						0	22,5	510							0	57,400													0	60,300	60,30	0			通学費、医療費及び卒業アルバム代は実績なし。
福島県	須賀川市	ħ					0	22,5	510							0	57,400										0	68,000								
																																				医療費については、援助対象費目であるが、市の子ども医療費助成制度により窓口負担が無料 となっているため、準要保護児童における該当者はいない。
福島県	喜多方市	ħ					0	22,5	510							0	57,400	0	70,00	0							0	52,652								通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)に関しては令和元年度予算計上額の単価である。 学校給食費に関しては30年度の実績額である。
福島県	相馬市						0	22,5								0	57,400				C	39,620	39,290							0	60.300	56,25	2			支給平均額は30年度の実績 校外活動費(宿泊あり):30年度実績なし
福島県	二本松市						Ō	22,5								0	57,400										0	60,300								体育用実技用具費・実績無し
																																				通学費:実績無し 校外活動費(宿泊伴わない):実績無し
福島県	田村市							22,5	510							0	57,400			0							0	62,513								医療費:市の医療助成により支給 卒業アルバム代等:今年度要綱改正予定
TIME COLD STY	штутр							22,0	510								31,400											02,313								通学費: 支給実績なし 医療費: 「医療費助成 (18歳以下の医療費を無料化) 」及び「原子力発電事故による一部負
福島県	南相馬市	ħ					0	22,5	510							0	57,400	0		0										0	60,300	59,57	9			担金免除措置」の為 ・各費目の平均支給額は、平成30年度実績による
福島県	伊達市						0	22,5	510							0	57,400										0	84,479								・校外活動費(宿泊を伴うもの)について、支給実績なし
福島県	本宮市						0	22,5	510							0	57,400				1						0	68,000								・生徒会費、PTA会費はH30年度実練額
福島県	桑折町							22,5	F10								57,400											00.000								・校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費は、H30年度実績なし
福島県福島県	製作町 国見町 川俣町						0	22,5	510							0	57,400 57,400 57,400										0	80,000 60,300			60,300	F7.74				- 給食費は、H30年度から保護者負担金を半額軽減 平均支給額は今和元年度予算
福島県	大玉村						0	22,5				+				0	57,400											88,000		0	60,300	31,14				十- パス 知 報 は 下れ ル 干 ル ア 井
福島県	鏡石町				0	22,510 17,46	8	22,3	210			C		57,400	39,358	0	57,400											88,000		0	60,300	46,79	1			辛素アルハムでについては、 写年後より支結のため則年後の失機はない。 支給平均額については 3 0 年度の実績額を使用
福島県	天栄村						0	21,7	700							0	22,900										0	75,538								
																																				通学費は平均支給額。給食費は別制度にて全額補助を実施しているので保護者負担なし。通学
福島県	下郷町						0	22,5	510							0	57,400	0	125,41	3							0	63,000								週子質は平均文結婚。格及質は別制度にて全額備助を実施しているので保護者負担なし。 週子 用品費は2~3学年のみ支給。
福島県	檜枝岐村	ţ																																		
福島県	只見町						0	22,5	510							0	57,400										0	87,432								
福島県	南会津町	Ţ			0	22,320 22,18	9					C		23,550	23,550			0		0	-						0	57,072								
福島県	北塩原村	†					0	22,5	510							0	57,400										0	60,126								・校外活動費・・・国の補助単価を基準としている
福島県	西会津町	Ţ					0	22,5	510		\perp					0	57,400										0	55,922								・ 秋外活動質・・・ 歯の個別単価を基準としている ・ 学校給食費・・・1年生(3名/59,070円)、2年生(9名/58,410円)、3年生(8名/57,090
短点吧	#0 #34 m-							22,5	510								57,400											80,000								
福島県	磐梯町							22,5	210		+	\dashv	\dashv			0	31,400				+							30,000								 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)については、実費年1回を限度とする。(限度額6150円) ・修学旅行費、学校給食費については、31年度予算計上額。
福島県	猪苗代町						0	22,5								0	57,400										0	70,000			60.000					・医療費については実績なし。
福島県	会津坂下	T MJ					0	22,5	210		+	+	+			U	57,400				+									U	60,300					学校給食費について、中学1, 2年生の支給予定額が58,625円、中学3年生については55,610
福島県	湯川村						0	22,5	510							0	57,400													0	60,300	60,30				
福島県	柳津町	0	12,000						F10								57.400																			平成30年度実績額
福島県福島県	三島町 金山町						0	22,5	510							0	57,400														60,300					実績なし
福島県	昭和村						0	22,3			+	+	+			0	47,400													O	57,590					
福島県	会津美里						0	22,5			+	+	+			0	57,400										0	60,000								体育実技用具費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費
福島県	西郷村						U	22,5	510		+	+	\dashv			O	57,400				+						O	60,300								の平均支給額については、令和元年度の予算単価を記入
福島県	泉崎村						0	22,5	510							0	57,400										0	60,300								学校給食割合【2年】 (47.61%)
福島県	中島村						0	22,5								0	57,400										0	50,000								医療費については実績なし
福島県福島県	矢吹町 棚倉町						0	22,5 22,5			\equiv			57,400	57,400	0	57,400				-	80,070	0				0	60,300		0	60,300	60,00	0			
福島県	矢祭町						0	22,5	510		\top		\Box			0	57,400													0	57,590					体育実技用具費は1学年が該当、修学旅行費は3学年が該当、医療費は無償化により支給な し。
	1							,,.								-											-				,					I .

①都道府!	県 ②市区	区町村名	IV 平成31(令和元)年度準要例	R護就学援!	力額																											
			2. 中学校の就	学援助額の単価 (-	-人当たり年	F間支給	合額)																										
			(1) 費目毎	の援助額																													
			学用品費						7	新入学児童	生徒学用品	費等					通学費								修学旅行	行費							(2) 補足事項
			実費 支給 額	型均 現物支給 上限	額上限の額	金支統額	給平均 一定額	一定の金額	その他	実費 3	支給平均 現	物支給 上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金 その他額	実費	支給平均額	現物支給 」	:限額 」	上限の金 支給平 領 額	均 一定額	一定の金額	金その他	実費	支給平均額	9 現物支給。			支給平均額	一定額 一覧額	の金 その他	
福島県	塙町						0	22,510)						0	57,400				0	80,070	0						0	60,300	55,000			「通学費」、「校外活動費(宿泊を伴うもの)」、「医療費」、「卒業アルバム代等」の支給平均 額は実績がないため0円。
福島県福島県	鮫川村 石川町						0	22,320				0	57,400	57,400	0	47.400									0	65,00							
福島県	玉川村				O 22,5	510 2	22,510	22,320	,			0	57,400	57,400	0	47,400		0							0	64,68	0	0	60,300	60,300			平均支給額0円は実績なし。 通学用品費は要編の対象項目となっているが、数年前から支給実績がない。
福島県	平田村						0	22,510							0	57,400												Ω	60,000	57.472			これまでの調査で「医療費」の報告が抜けていた。本村は子どもの医療費を全額無償化してお り、一度も支給実績がないため。以前より項目としては存在しているので今回から報告に加え た。
福島県	浅川町					+	ő	22,510							0	57,400						+					+ -		60,300				
福島県	古殿町	ſ					0	22,510							0	57,400												0	60,300	56,200			
福島県	三春町						0	22,510							0	57,400									0	70,57	8						校外活動費(宿泊を伴わないもの)は予算単価による。体育実技用具費、校外活動費(宿泊を 伴うもの)は実績なし。医療費は無償化。
福島県福島県	小野町広野町				O 22,5	:10	0	27,050)				E7 400	E7 400	0	57,400												0	60,300	60,300			①校外活動費 (宿泊を伴うもの) は実績なし ②上限額ありの支給平均額は令和元年度予算に計上した単価 ③学校給食費58,600円は1・2年(65%)、3年は57,000円(35%)。
福島県	楢葉町				0 22,3	,10							51,400	57,400													0						該当者がいないため、要保護・要準保護の認定はしていない。
福島県	富岡町	Г																															対象者がいないために、要保護者、準要保護者の認定はしておらず、現段階では就学援助制度 に関する支給はしていない
福島県	川内村	t					0	22,510)					ı	0	57,400									0	72,80	0						1 通学費:全員スクールパス利用対象者 2 学校給食費:無償化
福島県	大熊町				O 22,3	320	0			T		0	47,400	0														0	57,590	0			支給平均額については就学援助の実績なしのため0。通学用品費については2年生及び3年生が支給対象。医療費については、小学1年生から中学3年まで無料。
福島県	双葉町	Г	0	0			0								0	57,400			0						0		0						
福島県	浪江町	г					0	22,320							0	47,400									0	62,05	7						援助額は平成30年度の実績額
福島県	葛尾村														0	23,550																	支給実績無し
福島県	新地町				0 22,3	320 2	21,533	_				0		57,400			1					_		_	1			0	56,670				
福島県	飯舘村	Γ										0	22,900	22,900								1											

①都道府県	②市区町村	名 V その他																VI 自由記述欄
			保護者負担軽減に向けた取組の	状況			2. 教育委	員会におり	ける保護者負担	□軽減に	向けた取組の状況	R						
		(1) 教育委員会	が把握している学校の取組(あ	てはまるものすべてに	(C)		(1) 教育	委員会にお	おける取組(あ	ってはま	るもの全てに○)							
			ウ. 学用 エ. 低廉 オ. 使用								. 学用 カ. 就学		ク. 学校(又ケ	学校 コ	その			
		品等の中 品等(中	品等(中 な学用品 する学用	する学用 していな	他		体内で学	内で学	品等の中 品等	(中 品	等(中 援助とは	D 30 AM A	は校長会等) /マ	T 1444 E 10				就学援助制度の運用や,経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応につ
		古品を安 古品を含	古品を含 等の使用 品等の精 む)の無 選	品等の入い 札・合見	→ (2)	(2) クの内容及び補足説明	用品等の 月 仕様の統 -	品等の i 括契 f	5品を安 古品: 画で販売 む)(を含 古 の貨 む	:品を含 別に、学 :)の無 用品費等	購入費用 の貸付	用品等の取扱 いに関する通	等) に対 → て, 他校	(2)	(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組	いて、これまでの回答への補足
		(バザー し出し	價給与	積等の実施			- la	1・購入	(バザー し出 m)	し賃	能与 の一部助 成		知やマニュア の耳 ルを提示 等を	取組状況 を情報提				
													供					
59	59	3 2	3 1 5	1 43	А	4	1 1		0	2	4	0	0 3	10	10	10	1	2
0.5	00			1 10						-				10			_	-
福島県	福島市			0														
福島県	会津若松市			0														
	27.1 -																	
福島県	郡山市	0	0															
福島県	いわき市			0														
福島県	白河市			0		利用頻度や投来の効率性などから、休逸有貝担とすべき辞書やそうはん、朱道有など									利	門用頻度が投業の効率性などから、休逸有其担とすべき辞書やぞうはん、未適層など		
福島県	須賀川市				0	を、教材偏品として揃えている例もある。(柔道着についてはすべての学校で揃えている。)									を	を、教材偏品として揃えている例もある。(柔道着についてはすべての学校で揃えてい 5。)		
188 (40) 711	75-26/11 J					W0 /				+					10	×0 /		
福島県	喜多方市		0															
福島県	相馬市			0														
福島県	二本松市			Ó						_								
福島県	田村市			0														
															49	保護者から給食費を徴収せず、就学援助費(給食費)を学校が代理受領し、給		
福島県	南相馬市			0										0		株成日から相及員を切べてす、が土坂町員(相及員)を千坂かり在文庫し、相 食費として市へ納付している。 (一部の学校を除く)		
福島県	伊達市			0														
福島県	本宮市			0														
																平成29年度から町内の幼小中学校の新入園・新入学児童生徒へ制服贈呈		
福島県	桑折町 国見町	0											0	0	9	今年度から贈呈対象者を、転入学児童生徒へ拡大		
福島県	川俣町			0														
福島県	大玉村	0												0	教	数材費等の負担軽減のため可能な範囲での公費負担 (予算確保)		
福島県	鏡石町			0														
福島県	天栄村			0														
45 A . C																(A) 本来,A 经经济。 (基本 A 经外, / 产车的进程 文 4 / 位 2 2 2 2 1 1 A 经经济。	1 ± 2 ± 3 ± 5 + 1 = 3 ± 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
福島県	下郷町			0										0	70	給食費の全額補助。通学費の補助(準要保護児童生徒については全額補助)。	小中子校入子時に入子优並の又結。	
福島県	檜枝岐村			0														
福島県	只見町			0										\perp				
福島県	南会津町			0														
	北塩原村																	
福島県										+	_			+				
福島県	西会津町			0						_				_				
福島県	磐梯町			0						+				+				
						算数セットを卒業生等から譲り受け使用することで、新規購入をしなくてもよ												
	猪苗代町 会津坂下町			0	O	い学校がある。				+				-	-			
福島県	湯川村		0										0					
福島県	柳津町																	
福島県	三島町		0										0					
福島県福島県	金山町昭和村			0					$-\top$	7	0							
										+	Ť							
福島県	会津美里町		+ + + -	0						+								
福島県	西鄉村			0														
																		経済的に困窮し学習塾等に行けない児童生徒も授業以外でも学べるように、学習塾講師に
福島県	泉崎村		0								0							よる無料の土曜学習会や放課後学習会を開催している。
福島県	中島村			0										0	特	特に取組なし		福祉部局と児童扶養手当申請者について連携し、就学援助に該当する家庭の認定漏れが出ないよう努めている。
福島県	矢吹町			0						1								
	棚倉町			0						+	_			_		教育委員会では、新入学児童生徒に対し、運動着等の無償支給により保護者の		
福島県	矢祭町			0										0	負	負担軽減を実施している。		

①都道府	県 ②市区町村	名 V その	他															VI 自由記述欄
				・護者負担軽減に向け	た取組の状況				2. 教育:	委員会にお	ける保護者負担軸	経滅に向けたI	取組の状況					
		(1) 教	育委員会が	『把握している学校の	取組(あてはる	まるものす			(1) 教	育委員会に	おける取組(あっ	てはまるもの	全てに〇)					
		ア. 学用 品等の中 古品を安 価で販売 (バザー 等)	イ. 学用 品等 (中 古品 を含 む) の貸 し出し	ウ. 学用 エ. 低廉 品等(中 な学用品 古品を含 む) の無 價給与	オ. 使用 カ. する学用 まる学の精品等の精 札 積 施	使用 も し い ・ 合男 人 男の 見 手の 実	. 把握 ク. その ていな 他 → (2)	(2) クの内容及び補足説明	ア. 自治 体内で学 用品等の 仕様の統 一	イ. 自治 体内で等の 一括契 約・購入	ウ. 学用 エ. 学 品等の中 品等(古品を安 古品を 値で販売 む)の し出し 等)	用 オ、学用 中 品等(中 古品の無 賃給与		(又 ケ. 学校 校好 校好 校好 校好 での とて、他材 コア 等を情報を		(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組	数学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足
福島県	塙町					0												
福島県	鮫川村			0								0						
福島県	石川町					0												
福島県	玉川村				0					0		Ш.						
福島県福島県	平田村 浅川町					0												
福島県	古殿町				0													
福島県	三春町		0															
福島県	小野町					0												
福島県	広野町					0												
福島県	楢葉町					0			0									
福島県	富岡町						0	対象者がいないために、要保護者、準要保護者への負担軽減のための取り組み など特に実施をしていない							0	対象者がいないために、要保護者、準要保護者への負担軽減のための取り組みなど特に実施をしていない	ı.	
福島県	川内村					0									0	全児童生徒をスクールパス利用対象者とし通学費の軽減を図っている。また、 学校給食費を無償化している。		
福島県	大熊町					0												
福島県	双葉町					0												
福島県	浪江町					0							0					
福島県	葛尾村						0	無償化の実施							0	無償化の実施		
福島県福島県	新地町飯舘村					0									-			
価局景	郑祜门		1			10	1			1		0		- 1	1			